様式６

（表）

第 　　号

立入調査等実施者証明書

写真

所　　属

氏　　名

生年月日

６ｃｍ

上記の者は、札幌市客引き行為等の防止に関する条例第１１条第１項の規定

により立入調査又は質問を行う職員であることを証明する。

年　 月　 日

札幌市長 　　 　　　　 印

９ｃｍ

（裏）

　　　　　　　札幌市客引き行為等の防止に関する条例（抜粋）

（報告及び立入調査等）

第１１条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、第６条第１項の規定に違

反する客引き行為等を行い、若しくは行わせた者に対し、必要な報告を求め、又は

その職員に、当該客引き行為等と関係のある店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他

の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２ 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯

し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３ 第１項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたも

のと解釈してはならない。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（抜粋）

（立入調査等実施者証明書）

第８条　条例第１１条第２項の証明書は、立入調査等実施者証明書（様式６）とす

る。